

事業再生・債権管理

Restructuring, Rehabilitation and Debt Management

Newsletter

〈2020年11月号〉

目次

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



[【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】](#)

- 1 | 日弁連の特定調停に関する手引について
～再生支援型・保証債務整理型・廃業支援型～



- 2 | コロナ禍でも増え続ける後継者難倒産を救え



- 3 | 特別清算手続をご存知ですか
～清算型倒産手続は破産以外にもあります～



日弁連の特定調停に関する手引について ～再生支援型・保証債務整理型・廃業支援型～

佐藤 俊
Shun Sato

PROFILEはこちら



第1 手引の概要

1 はじめに

日本弁護士連合会(日弁連)は、主に中小規模の事業者と、その経営者の負担する債務(主に金融債務とその保証債務)に関し、破産や民事再生などの法的整理によらない整理を実現することで、事業者や経営者の事業再生への取組意欲の増進や再チャレンジの促進等の目的を果たすべく、最高裁判所、中小企業庁、金融庁等関係機関と調整の上、これまで、特定調停に関する3種類の手引を策定してきました。

本年2月には、その3種類の手引が整理・改訂されましたので、ここにその概要をご紹介します。

なお、特に企業再生に用いる場面での特定調停手続一般に関しては、[本ニュースレターの過去の記事](#)もご参照ください。

2 手引の種類

日弁連の手引は、

- ① 「事業者の事業再生を支援する手法としての特定調停スキーム利用の手引」
- ② 「経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の手法としての特定調停スキーム利用の手引」
- ③ 「事業者の廃業・清算を支援する手法としての特定調停スキーム利用の手引」

の3種類があります。

以下では、①の手引を「再生支援型²手引」といい、その手引に準拠した特定調停を「再生支援型特定調停」、②の手引を「保証債務整理型³手引」、その手引に準拠した特定調停を「保証債務整理型特定調停」、③の手引を「廃業支援型手引」、その手引に準拠した特定調停を「廃業支援型特定調停」ということにします。

各手引の適用場面は、[日弁連のHP](#)に整理がされていますので、ご参照ください。

第2 再生支援型手引について

1 策定の背景

再生支援型手引は、中小企業等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律(金融円滑化法)の終了を受けて、中小規模の事業者の抜本的な再生スキームに関する手引として、平成25年に策定されたものです。

再生支援型特定調停スキームは、民事再生等の法的整理によった場合、再生の事実が公になることや、商取引債権を手続に取り込むことにより事業価値が毀損し、再生そのものが困難となる中小企業において、専門家が関与して再生計画案を策定し、金融債権者と事前調整を行って合意の見込みがある事案について、特定調停手続を経る場面を想定しています。金融債権者に対する経営者の保証債務の整理も、「経営者保証に関するガイドライン」(経営者保証GL)に準拠して一体的に行えることから、「一体型」とも呼称されています。

1:本稿で取り扱うのは、簡易裁判所での処理を前提とした特定調停に関する手引ですが、これとは別に、令和2年4月1日より、東京地方裁判所において、企業の私的整理に関する特定調停の新たな運用が開始されています。

2:日弁連のHPでは「一体再生型」との呼称を用いていますが、本稿では分かりやすさの観点から「再生支援型手引」の呼称を用います。なお、旧名称は「金融円滑化法終了への対応策としての特定調停スキーム利用の手引」です。

3:日弁連のHPでは「単独型」との呼称を用いていますが、本稿では分かりやすさの観点から「保証債務整理型手引」の呼称を用います。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士へのアドバイスをお受け頂ければと存じます。

2 再生支援型手引のメリット

再生支援型手引においては、再生支援型特定調停を経るメリットとして、①事業者側としては、取引先を巻き込まずに迅速な再生が可能であること、②債権者側としては、経済合理性や裁判所の関与による透明性の確保、債権放棄額の損金算入が可能であること等が挙げられています。

3 再生支援型特定調停の要件

再生支援型手引においては、再生支援型特定調停の要件は、概要以下のとおりであるとされています。

- ① 一定の事業価値があること
- ② 破産原因又は破産原因となる事実の生じるおそれがあること
- ③ 自助努力のみでは②の状況解決が困難であり、一定の金融支援(リスケジュール・DDS・債務免除)が必要であること
- ④ (保証債務を一体的に整理する場合)保証人について、経営者保証GLの適用を受ける要件を充たしていること⁴
- ⑤ 原則として金融債権者を対象債権者とする
- ⑥ 法的整理がふさわしい場合でないこと
- ⑦ 一般的に、私的整理がふさわしい場合であること
- ⑧ 経済合理性⁵があること
- ⑨ 優先債権等の弁済
- ⑩ 事業者の再生計画案が所定事項の全てを記載したものであること
- ⑪ (保証債務を一体的に整理する場合)保証人の弁済計画案が所定事項の全てを記載したものであること
- ⑫ 事前協議及び同意の見込み

4:①主たる債務者が中小企業であること、②保証人が個人であること、③弁済についての誠実性及び財産状況等の適時適切な開示、④反社会的勢力でないこと、が適用要件になります。保証債務整理型特定調停、廃業支援型特定調停の要件についても同様です。

5:現時点において事業者及び保証人が破産した場合の回収見込額の合計額との比較において、事業者の再生計画案及び保証人の弁済計画案に基づく回収見込額の合計が上回れば経済合理性を充たすと考えられています。この点、保証債務整理型特定調停や廃業支援型特定調停の要件と異なりますので、ご注意ください。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

商取引債権を手段に取り込む法的整理の場合には、やはり事業価値の毀損が著しく、再生には種々の困難がつきまといまいます。金融債権者との十分な対話を通じて同意を取得する見込みがあれば、再生支援型特定調停スキームの利用による事業再生には、相応のメリットがあるといえるのではないのでしょうか。

4 その他の手引の内容

再生支援型手引には、上記に記載したメリット・要件のほかに、費用や手続の進め方、弁護士に求められる役割、金融債権者との協議の手法、調停申立ての手法などが記載されています。

調停手続の進行に関しては、基本的に第2回調停期日での調停成立が想定されており、早期の再生実現への配慮がなされているところです。

第3 保証債務整理型手引について

1 策定の背景

保証債務整理型手引は、経営者保証GLに基づく保証債務整理のみを特定調停で進める際に用いるべく、平成26年に策定されたものです。保証債務のみを単独で整理することから、「一体型」との対比で「単独型」とも呼称されています。

保証債務整理型特定調停は、事業者(主たる債務者)が破産や民事再生などの法的整理によった場合、あるいは主たる債務者が既に債務整理を終了した場合でも、一定の要件を充たす保証人について破産手続を経ずに保証債務を整理する途を開くことにその意義があります。

なお、経営者保証GLの手続一般については、[本ニュースレターの過去の記事](#)もご参照ください。

2 保証債務整理型特定調停のメリット

保証債務整理型手引においては、保証債務整理型特定調停を経るメリットとして、①保証人側としては、破産によらず、かつ、信用情報機関(いわゆる「ブラックリスト」)に登録されずに保証債務を整理しつつ、インセンティブ資産を残す余地があること、②債権者側としては、経済合理性や裁判所の関与による透明性の確保、寄付金課税の回避等が挙げられています。

3 保証債務整理型特定調停の要件

保証債務整理型手引においては、保証債務整理型特定調停の要件は、概要以下のとおりであるとされています。

- ① 保証人について、経営者保証GLの適用を受ける要件を充たしていること
- ② 主たる債務者が所定の手続による債務整理を行い、それが係属あるいは終結していること
- ③ 経済合理性があること
- ④ 保証人について免責不許可事由がないこと
- ⑤ 原則として金融債権者を対象債権者とする
- ⑥ 返済猶予の要請が適正に行われていること
- ⑦ 残存資産の範囲が相当で対象債権者の経済合理性⁶が期待できること
- ⑧ 弁済計画の内容が相当であること
- ⑨ 保証債務の免除要請が適正に行われていること
- ⑩ 十分な事前調整

4 その他の手引の内容

保証債務整理型手引には、上記に記載したメリット・要件のほかに、費用や手続の進め方、弁護士に求められる役割、金融債権者との協議の手法、調停申立ての手法などが記載されています。

6: 要件③の経済合理性は、保証人単独で判断されるところ、破産管財費用がかからないという意味で経済合理性は期待できるとされています。他方、要件⑦の経済合理性は、主たる債務者(事業者)と保証人一体として検討されるものとされており、清算手続が遅延した場合の将来時点(最大3年程度)における事業者及び保証人の保証債務の回収見込額の合計額との比較において、現時点において清算した場合の事業者の弁済計画案及び保証人の弁済計画案に基づく回収見込額の合計が上回れば経済合理性を充たすと考えられています。再生支援型特定調停の要件と異なりますので、ご注意ください。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみを依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

調停手続の進行に関しては、こちらも基本的に第2回調停期日での調停成立が想定されており、早期の保証債務整理実現への配慮がなされているところです。

第4 廃業支援型手引について

1 策定の背景

廃業支援型手引は、昨今の人口減少による市場の縮小や後継者不足により、円滑な中小企業の廃業・清算のニーズが高まっていることを受け、事業の継続が困難で金融債務が過大な事業者について、経営者保証GLによる保証債務整理も含めて、債務免除を含めた抜本的な債務整理を行い、かかる事業者を円滑に廃業・清算させて、経営者や保証人の再チャレンジ支援を図ること目的に、平成29年に策定されたものです。

2 廃業支援型特定調停のメリット

廃業支援型手引においては、廃業支援型特定調停を経るメリットとして、①事業者側としては、取引先を巻き込まずに廃業が可能であり、かつ、柔軟な計画策定が可能であること、②債権者側としては、経済合理性や裁判所の関与による透明性の確保、債権放棄額の損金算入が可能であること等が挙げられています。

なお、債権者の多数の同意を得て、過大な負債を抱える会社を清算する手続である特別清算手続は、その適用が株式会社に限られています。廃業支援型特定調停は、株式会社以外の法人も利用することができるのも、一つの特徴かと思えます。

3 廃業支援型特定調停の要件

廃業支援型手引においては、廃業支援型特定調停の要件は、概要以下のとおりであるとされています。

- ① 破産原因又は破産原因となる事実の生じるおそれがあること
- ② (保証債務を一体的に整理する場合)保証人について、経営者保証GLの適用を受ける要件を充たしていること
- ③ 原則として金融債権者を対象債権者とする
- ④ 債務整理の目的の相当性
- ⑤ 法的整理がふさわしい場合でないこと
- ⑥ 経済合理性があること⁷
- ⑦ 優先債権等の弁済
- ⑧ 事業者の弁済計画案が所定事項の全てを記載したものであること
- ⑨ (保証債務を一体的に整理する場合)保証人の弁済計画案が所定事項の全てを記載したものであること
- ⑩ 事前協議及び同意の見込み
- ⑪ 労働組合等との協議

廃業支援型特定調停に関しては、上記要件⑥の経済合理性が、将来時点の清算価値との比較において決まるところに大きな特徴があります。現在の経営状況が芳しくなく、将来においてそのトレンドが継続する懸念があるため廃業を検討しているものの、過大な債務とその保証債務があるために廃業を決意できない企業にとって、廃業支援型特定調停スキームの利用による廃業・清算には、相応のメリットがあるといえるのではないのでしょうか。

7:現時点ではなく、清算手続が遅延した場合の将来時点(最大3年程度)における事業者及び保証人の保証債務の回収見込額の合計額との比較において、現時点において清算した場合の事業者の弁済計画案及び保証人の弁済計画案に基づく回収見込額の合計が上回れば経済合理性を充たすと考えられています。再生支援型特定調停の要件と異なりますので、留意が必要です。

4 その他の手引の内容

廃業支援型手引には、上記に記載したメリット・要件のほか、費用や手続の進め方、弁護士に求められる役割、金融債権者との協議の手法、調停申立ての手法などが記載されています。

調停手続の進行に関しては、こちらも基本的に第2回調停期日での調停成立が想定されており、早期の債務整理実現への配慮がなされているところです。

第5 おわりに

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、既存の事業の大転換を迫られ、自助努力のみでは中々過大な債務を処理しきれない企業とその経営者(保証人)にとって、破産によらない、すなわち基本的に世間に公表されない形での事業再生、廃業・清算、保証債務の整理は、経営者人生の「リセット」を行うに当たり有用であるといえます。また、金融債権者にとっても、経済合理性を確保しつつ、対話を通じた円滑な債権処理により、地域経済へのダメージを極小化する等のメリットがあろうと思われます。

窮境にある事業者においては、破産以外の選択肢があることを知っていただき、また、金融債権者も窮境にある企業・経営者に破産以外の選択肢があることを周知することで、双方が特定調停のメリットを享受できる実務が広く定着する一助になればと存じます。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



[【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】](#)

コロナ禍でも増え続ける後継者難倒産を救え

岸本 卓也
Takuya KishimotoPROFILEはこちら 

第1 新型コロナウイルス感染症の企業活動への影響について

新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナ」といいます。))は、今もなお企業活動等に大きな影響をもたらしていますが(以下「コロナ禍」といいます。)、株式会社帝国データバンクが発表した「全国企業倒産集計 2020年度上半期報」¹によると、2020年度上半期の倒産²件数は3956件と、上半期としては2000年度に次ぐ過去2番目に少ない件数となりました。これは経済産業省が打ち出した各種の資金繰り支援策等³が一定程度機能した結果といえますが、その一方で、後継者不在のため事業継続の見込みが立たなくなったこと等を要因とした倒産(以下「後継者難倒産」といいます。))の2020年度上半期における件数は230件と、前年同期比で1.3%増となっています。

第2 後継者難倒産が増加し続ける要因

後継者難倒産は、その名のとおり、後継者不在を要因とする倒産ですが、実は、後継者候補がいる場合であっても、承継を拒否された結果、後継者難倒産に至ってしまうことも少なくありません。

では、後継者候補が承継を拒否する理由はどこにあるので

しょうか。独立行政法人中小企業基盤整備機構が発表した「平成30年度『経営者保証に関するガイドライン』認知度調査結果」⁴によると、後継者候補が事業承継を拒否している場合の約7割が経営者保証の存在を理由に事業承継を拒否しています。すなわち、後継者候補が事業承継を拒否する主な理由は、自身が新たに経営者保証の対象となり、将来的に多額の債務を負う可能性があるため、ということです。

2025年までに平均引退年齢(70歳)を超える中小企業経営者は245万人にも上るといわれており、後継者難倒産を防ぐための措置の策定は急務とされています。そして、特に上記のような状況から、後継者難倒産の減少のためには、経営者保証に関する措置の策定が必須と考えられていました。

第3 経営者保証ガイドラインの特則の策定

前記第2のような状況をうけ、事業承継時の経営者保証の取扱いについての具体的な着眼点や対応手法等についての基準を明らかにする意味で、「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」⁵(以下「GL特則」といいます。))が、2019年12月に策定・公表され、2020年4月から運用が開始されました。紙面の都合上、GL特則の詳細な内容の紹介は割愛しますが、GL特則では、概要、以下の

1: <https://www.tdb.co.jp/tosan/syukei/20dokami.html>

2: ここでの「倒産」とは、銀行取引停止処分を受ける、内整理する、会社更生・民事再生・破産・特別清算の申立てを行った場合を指します。

3: 幣所HPにて新型コロナにより企業活動に影響を受けた企業に対する資金繰り支援策をまとめておりますので、ご参照ください。
(https://www.ohebashi.com/jp/feature/2020_Corona_3.php)

4: https://www.smrj.go.jp/doc/research_case/keieisha_question2018.pdf

5: <https://www.jcci.or.jp/chusho/tokusoku.pdf>

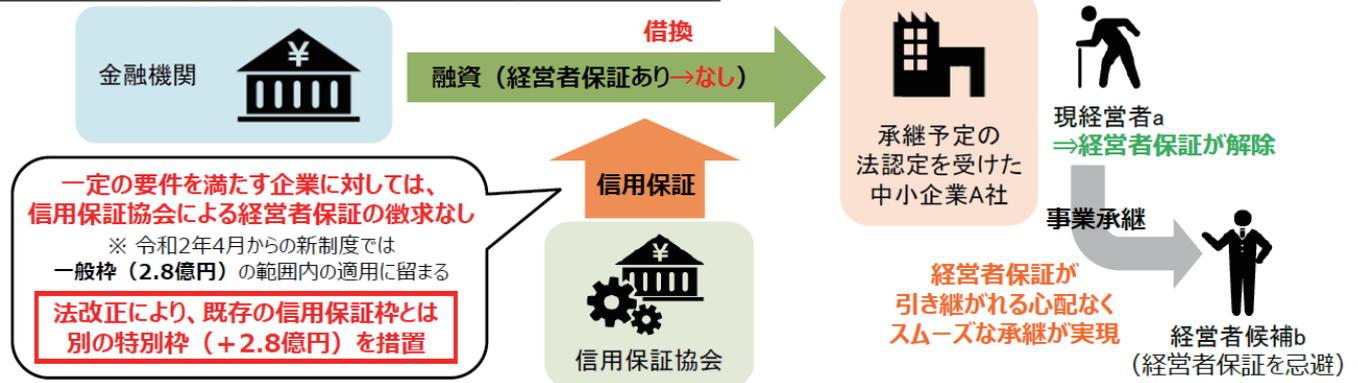
①ないし③の考え方が明確化されました。

- ① 前経営者及び後継者への二重の経営者保証の徴求を原則禁止とすること
- ② 事業承継に与える影響等を考慮して、後継者への経営者保証の可否を慎重に判断すること
- ③ 改正民法において第三者保証の利用が制限されること等を踏まえて、前経営者(特に経営権・支配権を有しないこととなる前経営者)の経営保証の見直しを行うこと

第4 経営者保証解除スキームの策定

前記第3に加え、経営者保証に関する措置として策定されたのが、以下で紹介する「事業承継特別保証」及び「経営承継借換関連保証」という制度です。これらの制度は、事業承継時に一定の要件のもとで、経営者保証を不要とする新たな信用保証制度で、金融機関による更なる経営者保証の解除を後押しするための制度です。

<解除スキーム(保証なし債務への借換支援)のイメージ図>



(出典：中小企業庁「中小企業成長促進法について」<https://www.meti.go.jp/press/2020/09/20200915005/20200915005-1.pdf>)

1 事業承継特別保証

「事業承継特別保証」とは、中小企業信用保険法に基づいて2020年4月1日から開始された経営者保証解除スキームです。

<対象者>

3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人又は事業承継日から3年を経過していない法人⁶であって、以下の①ないし④を満たす法人が対象となります。

- ① 資産超過であること

- ② 返済緩和中ではないこと

※新型コロナの影響で返済条件の変更をした法人は②の要件は不要とされます。

- ③ EBITDA有利子負債率10倍以内
- ④ 法人と経営者の分離がなされていること⁷

<内容>

上記要件を満たした法人につき、信用保証協会が、信用保証の一般枠(限度額2.8億円、うち無担保は8千万円)の範囲内で、事業承継前の経営者保証付き融資の借換資金等につ

6:2020年1月1日から2025年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、承継日から3年を経過していないものを指します。事業承継時に要件を充足していない場合であっても、承継後3年以内に要件を充足すれば利用可能になるという利便性向上措置です。なお、経営承継借換関連保証については、この措置は策定されていません。

7:法人と経営者の間の資金のやり取りが社会通念上適切な範囲を超えていないこと等を指します。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

いて保証を行います。当該借換資金等につき、信用保証協会から経営者保証の徴求がされない結果、経営者保証が解除されることとなります。保証料率は、原則として0.45%～1.90%とされますが、事業承継ネットワーク事務局に常駐する経営者保証コーディネーター⁸による確認を受けた場合は、例外的に0.20%～1.15%に軽減されます。

2 経営承継借換関連保証

「経営承継借換関連保証」とは、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律(以下「中小企業成長促進法」といいます。)に基づいて2020年10月1日から開始された経営者保証解除スキームです。

<対象者>

3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人であって、経済産業大臣(政令で都道府県知事に委任されています。)の認定を受けた以下の①ないし④を満たす法人が対象となります。

- ① 資産超過であること
- ② 返済緩和中ではないこと
- ※新型コロナの影響で返済条件の変更をした法人は②の要件は不要とされます。
- ③ EBITDA有利子負債率10倍以内
- ④ 法人と経営者の分離がなされていること

8:主に中小企業診断士や税理士が選任されています。

<内容>

上記要件を満たした法人につき、信用保証協会が、信用保証の一般枠(2.8億円)とは「別枠」で、特別枠として、事業承継前の経営者保証付き融資の借換資金等について保証(限度額2.8億円、うち無担保は8千万円)を行います。当該借換資金等につき、信用保証協会から経営者保証の徴求がされない結果、経営者保証が解除されることとなります。保証料率は、原則として0.45%～1.90%とされますが、事業承継ネットワーク事務局に常駐する経営者保証コーディネーターによる確認を受けた場合は、例外的に0.20%～1.15%に軽減されます。

第5 今後について

前記第3及び第4のとおり、事業承継を円滑に行うための施策が続々と策定されていっていることから、今後、後継者難倒産の件数は減少していくものと思われませんが、これらの施策は運用開始からまだ日が浅く、その効果のほどは分かりません。

自身が後継者難倒産に至らないとしても取引先企業が後継者難倒産に至ってしまう可能性はあり、その場合には、当該企業に対する債権が回収不能となる可能性がありますので、全ての企業がこれらの施策の動向を注視しておく必要があるといえます。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら

 [【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】](#)

特別清算手続をご存知ですか ～清算型倒産手続は破産以外にもあります～

土井 一磨
Kazuma DoiPROFILEはこちら 

1 はじめに

読者の皆様におかれましては、「会社の清算」というと、破産手続をイメージされる方もいらっしゃるかと存じます。しかしながら、会社に関する基本的事項を定めた会社法には、債務超過等に陥った会社を清算する手段として、特別清算(会社法510条)という手続が設けられています。特別清算の利用件数は年間300件弱¹であり、法的倒産手続としてはお聞き馴染みのないマイナーな手続であるともいえますが、使い方によっては破産手続よりも迅速かつ簡便に債務超過等の状態にある会社を清算することが可能です。そのため、特別清算手続の概要を把握しておくことは、会社の整理・清算を検討される場合はもちろんのこと、取引先等から特別清算手続を採りたいとの連絡を受けた際に、的確な対応を行うためにも非常に有益かと存じますので、この場を借りてご紹介させていただきます。

なお、債務超過がなく、かつ、清算業務を行ううえで著しい支障がない会社の清算手続としては、通常清算手続(会社法475条)が会社清算の基本形として会社法上設けられています。通常清算手続の概要につきましては、本ニュースレター第22号「通常清算手続をご存知ですか～会社清算の原則形態のご紹介～²」をご参照ください。

2 特別清算手続の概要

(1) 協定型と個別和解型

特別清算手続は主に、債務超過にある株式会社を清算す

るために用いられます。債務超過にあるということは、特別清算会社の資産をもって、全ての債務を弁済することができないことを意味するため、債権者に対して債権のカットを求める必要があります。そのための方法として、特別清算手続には一般に「協定型」と「個別和解型」と呼ばれる2つの手続形態があると整理されています。

協定型は、会社法が予定している原則的手続であり、債務の減免や弁済方法などといった清算のための基本事項である「協定」を債権者集会において可決(会社法567条)し、裁判所による協定の認可(会社法569条)を経て、協定の実行として債務の弁済等を行うことで会社清算を図る方式です。この場合、協定を可決するための要件として、債権者集会において、①出席債権者の過半数の同意(会社法576条1項1号)と②議決権総額(≒総債権額)の3分の2以上の議決権を有する者の同意(会社法576条1項2号)が必要となります。

これに対し、個別和解型は、特別清算会社が全ての債権者との間で個別に、債務の減免・弁済方法などについて和解を締結し、裁判所の許可(会社法535条1項4号)を経て、和解契約の履行として債務の弁済等を行うことで会社清算を図るという実務上用いられている方式のことをいいます。

(2) 債権者の事前同意と申立費用

上述のとおり、協定型では債権者集会における協定の可決が、個別和解型では全ての債権者との間での個別和解の成立が必要となります。そのため、特別清算手続を迅速かつ確

1: 帝国データバンクの倒産集計一覧(<https://www.tdb.co.jp/tosan/syukei/>)によれば、2018年は286件、2019年は292件、2020年上半期は131件の会社が特別清算手続の開始を申し立てています。

2: https://www.oebashi.com/jp/newsletter/NL_Restructuring_Debtmanagement_202004-P11-13-Doi20200414.pdf

3: 実際に東京地方裁判所の運用では、特別清算手続開始申立時点で、債権総額3分の2以上の債権者から特別清算手続を申し立てることについての同意書を取得することが原則として求められています。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

実に実施するためには、特別清算手続の開始を裁判所に申し立てる時点で、少なくとも協定を可決するに足りる債権者から特別清算手続による清算を図ること、及び、弁済の方法等について同意を得ておくことが望ましいといえます。

事前に債権者の同意を得られている場合、債権者集会における協定の可決または個別和解の成立により特別清算手続が無事に終結する可能性が高いことから、特別清算手続開始申立時に裁判所に対して納める予納金の額は低く設定されています(東京地方裁判所及び大阪地方裁判所では、協定型の場合には5万円、個別和解型の場合には9458円を予納金とするとの運用がなされています⁴⁾)。

これに対して、債権者からの事前の同意が得られていない場合⁵⁾には、債権者集会において協定が否決されたり、個別和解が成立しなかったりすることにより、特別清算手続が頓挫し、破産手続に移行(会社法574条)する可能性があります。このような場合には、清算人による業務を監督するために裁判所から監督委員(会社法527条)を選任したり、破産手続への移行に備えたりする必要があることから、債務の総額等に応じて、破産手続における予納金に相当する程度の金額の予納金(数十万円から数百万円)を特別清算手続開始申立時に裁判所に対して納めることが求められることになります。

(3) 特別清算手続の特徴

ア 対象

通常清算手続や破産手続と異なり、特別清算手続は原則として株式会社のみが対象となっています⁶⁾。

イ 清算業務の遂行主体

破産手続の場合、裁判所から選任された破産管財人が清算業務を遂行しますが、特別清算手続では、特別清算

会社の株主総会において選任された清算人が清算業務を主導し、裁判所は後見的な役割を担うに留まります。そのため、特別清算手続はDIP型の清算手続とも呼ばれています。清算人には、特別清算会社の元取締役が選任されることが多いため、取引先との関係の円滑な清算や仕掛業務の完遂など、迅速な手続の進行、高額での換価が期待できます。一方で、清算人による清算業務の円滑な進行が期待できない場合などには、管理型である破産手続が適当であるといえます。

ウ 換価及び弁済のための制度

特別清算手続においても、債権者間の公平を図るために相殺禁止に関する規定は存在します(会社法517条、518条)。一方で、破産手続における否認権制度に匹敵するような制度は、特別清算手続においては存在しません。また、弁済すべき債務を確定するための制度として、破産手続に存在する債権調査やその後の債権確定のための諸手続も、特別清算手続においては規定されていません。そのため、これらの手続を用いる必要がない場合には、特別清算手続によって迅速かつ円滑な清算が可能になりますが、散逸した財産を回収する必要がある場合や資産の換価に問題がある場合、弁済すべき債務に争いがある場合には、債権者に対して最大限かつ公平な弁済を行うためにも破産手続を用いる必要があるといえます。

エ 債権者の同意による債務弁済

上述のとおり、協定型においては、出席債権者の過半数の同意と議決権総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意が、個別和解型においては全ての債権者との間での和解成立が必要不可欠となります。そのため、大口債権者が特別清算手続による清算を明示的かつ確定的に拒んで

4:2020年10月現在の金額。予納金の額は裁判所の運用によって異なるため、実際に申立てを検討される際には、ご相談いただければと存じます。

5:大阪地方裁判所では、協定型のうち、債権者の事前同意を得られていないものを「本来的協定型」、債権者の事前同意を得られているものを「準協定型」と呼んでいます。

6:相互会社(保険業法184条)、特定目的会社(資産の流動化に関する法律180条4項)、投資法人(投資信託及び投資法人に関する法律164条4項)については用いることができます。なお、特例有限会社については用いることはできません(会社法施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法87号)35条)。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

いる場合などには、破産手続による清算に抛らざるを得ません。

また、協定または個別和解により、債務の一部が免除された場合、特別清算会社には債務免除益が発生します。繰越欠損金や換価手続の過程で発生する譲渡損失などにより、債務免除益を潰し込むことが可能な場合は問題ありませんが、債務免除益の処理が困難であり、結果として多額の納税が発生する可能性がある場合には、特別清算手続を用いることについて慎重な検討が必要となります。

(4) 特別清算手続の主な用途

ア (自己)破産の代用

特別清算手続の場合、従前の取締役が清算人として事業の清算を主導することができますので、円滑かつ迅速な清算業務を図ることが可能になります。また、費用面においても、上述のとおり破産手続と比較して安価での処理が可能になります。したがって、否認権行使の対象となる財産散逸行為等がなく、債権者との間で特別清算会社が弁済すべき債務の内容及び額に争いが無い場合には、特別清算手続による会社清算を行うことも選択肢の一つとして有力になります。

イ 事業再編

業績不振に陥っている株式会社について、事業再建の手段として優良事業を社外に切り出して、残存する資産と負

債を清算処理することがあります(いわゆる、第二会社方式)。残存事業の清算は、破産手続や民事再生手続によっても行うことができますが、破産等による風評被害を回避しつつ、比較的迅速かつ円滑な清算を図るための手段として、特別清算手続が用いられることは少なくありません。

ウ 親会社による業績不振子会社の整理

債権者は、協定の結果⁷、弁済を受けることができなかった残債務を貸倒損失として計上することができます。そのため、親会社が業績不振の子会社を清算する際に、子会社について特別清算手続を行うことを決議し、子会社に対して債権を有する者から当該債権を買い取ったうえで、協定による清算を実施することで、最終的に弁済を受けることができなかった残債権を親会社の貸倒損失として計上し、親会社の法人税を軽減することが可能となります。

3 結語

このように特別清算手続は、利用件数こそ多くはありませんが、使い方によっては有用な会社清算の手段の一つとなります。本稿にてご紹介させていただきました内容以外にも、特別清算手続については破産手続や通常清算手続と異なる規定や、固有の論点もございますので、特別清算手続を用いた会社の整理・清算を検討される場合や、取引先等から特別清算手続を行いたいとの連絡・相談を受けられた際には、是非お気軽にご相談いただければと存じます。

7: 個別和解型の場合に、和解契約において放棄した債権相当額を貸倒損失として計上することが可能かについては、税務上議論があります。個別和解型における損金算入を否定した事例として、東京高裁平成29年7月26日判決がありますが、これは事業継続性があり、実質的に見て倒産の危機に瀕していると言えない子会社に対して、親会社が債権放棄を行ったという事案における判断であり、個別和解型における損金算入を一律に否定するものとはいえません。東京高裁平成29年7月26日判決については、本ニュースレター第5号でもご紹介しておりますので、ご参照いただければと存じます。(https://www.ohebash.com/jp/newsletter/NL_Restructuring_Debtmanagment_201811.pdf)

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】